

島田市告示第215号

島田市地域木材利用促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月31日

島田市長 染谷 絹代

島田市地域木材利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、森林環境の保全を図るとともに、大井川流域産材の利用を促進し、林業、木材業、建築業等の地域産業の活性化を図るため、大井川流域産材を使用した新築住宅を特定建築業者に建築させた者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大井川流域産材 大井川流域（島田市、川根本町及び静岡市の井川地域をいう。）において生産され、かつ、県内で加工された木材であって、県産材販売管理票で証明されたものをいう。
- (2) 県産材販売管理票 静岡県及び静岡県木材協同組合連合会が実施する静岡県産材証明制度により発行される県産材販売管理票をいう。
- (3) 木材総使用量 住宅の延べ床面積（平方メートルで表した面積をいう。以下同じ。）に、換算係数（1平方メートル当たりの立方メートル数）として0.2を乗じて得た体積をいう。
- (4) 大井川流域産材使用量 構造材、羽柄材及び木質建材に大井川流域産材を使用した体積（立方メートルで表した体積をいう。）をいう。
- (5) 特定建築業者 別に定めるところにより、市に登録をした建築業者をいう。

(補助の対象となる住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する新築住宅とする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第5号に規定する主要構造部の全てに木材を使用していること。
- (2) 木材総使用量に占める大井川流域産材使用量の割合が、45%以上であること。
- (3) 延べ床面積（併用住宅の場合にあっては、住宅部分の延べ床面積）が50平方メートル以上で、次に掲げる居住のための室及び設備を全て有していること。

ア 居室

イ 専用の玄関

ウ 専用の台所

エ 浴室

オ 便所

- (4) 特定建築業者に建築させる住宅であること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、市内に居住することを目的として、前条に規定する住宅を建築する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 賃貸を目的として、住宅を建築する場合

(2) 補助金の申請時において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者と生計を一にする世帯の構成員に係る市税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の保育料、水道料、下水道使用料、市営住宅の家賃、子育て世代型住宅の家賃、市の汚水処理場の使用料及び学校給食費保護者負担金に滞納がある場合

(補助金の額及び交付の方法)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

区分	補助金の額
1 住宅に使用する大井川流域産材使用量が15立方メートル未満の場合	20万円
2 住宅に使用する大井川流域産材使用量が15立方メートル以上の場合	50万円

2 補助金は、島田市が発行する金券（以下「島田市金券」という。）により交付する。

3 島田市金券の取扱いについては、別に定める。

(交付の申請)

第6条 申請者は、住宅の工事着手日の14日（島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる休日の日数は、算入しない。）前までに地域木材利用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の写し又は建築工事届（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第40号様式をいう。）の写し

(2) 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認申請書の副本（第1面から第5面まで、位置図、平面図及び立面図に限る。）の写し又はこれに準ずるもの

(3) 木拾い計画表（様式第2号）

(4) 工程表（様式第3号）

(5) 工事請負契約書の写し

(6) 地域木材利用促進事業費補助金の交付申請に係る同意書（様式第4号）（本市の住民基本台帳に記録されている者である場合に限る。）

(7) 代表申請者選任届（様式第5号）（住宅の所有者が複数の場合に限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が定める要件は、補助金の額の変更を伴う事業の内容の変更をしようとする事とする。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(2) 本市の住民基本台帳に記録されていない者にあつては、実績報告書の提出時までに本市に転入し、居住しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が第7条第1項に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に木拾い変更表(様式第2号)その他の変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、建築工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(都市計画区域内に建築した場合に限る。)又は登記事項証明書(都市計画区域外に建築した場合に限る。)

(2) 木拾い実績表(様式第2号)

(3) 県産材販売管理票の写し

(4) 上棟時の写真(主要構造部が分かるものに限る。)及び完成時の写真(外観、居室、玄関、台所、浴室及び便所が分かるものに限る。)

(5) 地域木材利用促進事業費補助金の実績報告に係る同意書(様式第7号)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告の特例)

第11条 住宅の建築工事が交付申請を行う日の属する年度の翌年度に完了するときその他市長がやむを得ないと認める理由により前条の実績報告書を同条に規定する期日までに提出できないときは、市長が別に指定する日までに実績報告書に前条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該住宅に係る補助金は、交付の決定を行った日の属する

年度の翌年度の会計から交付するものとする。

(交付確定の通知)

第12条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の確定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、地域木材利用促進事業費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から既に交付した補助金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(財産の処分の制限の期間)

第15条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

地域木材利用促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

島田市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

地域木材利用促進事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

住 宅 の 所 在 地	島田市	
住 宅 の 共 有 者	住 所	氏 名
住 宅 の 区 分	専用住宅 ・ 併用住宅	
延べ床面積（①）	㎡	
住宅部分の延べ床面積	㎡ (併用住宅の場合のみ記載してください。)	
木材総使用量（②）	㎥ (①×0.2㎥/㎡で算出してください。)	
大井川流域産材使用量 （③）	㎥	
大井川流域産材使用割合 (③/②) × 100	%	
申 請 額	円	
建 築 業	所 在 地	
	名 称	

者	特定建築業者登録番号	第 号 (登録年月日： 年 月 日)
建築工事着手予定日		年 月 日
上棟予定日		年 月 日
建築工事完了予定日		年 月 日
添付書類		<ol style="list-style-type: none"> 1 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認済証の写し又は建築工事届（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第40号様式をいう。）の写し 2 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認申請書の副本（第1面から第5面まで、位置図、平面図及び立面図に限る。）の写し又はこれに準ずるもの 3 木拾い計画表（様式第2号） 4 工程表（様式第3号） 5 工事請負契約書の写し 6 地域木材利用促進事業費補助金の交付申請に係る同意書（様式第4号）（本市の住民基本台帳に記録されている者である場合に限る。） 7 代表申請者選任届（様式第5号）（住宅の所有者が複数の場合に限る。） 8 1から7までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

羽 柄 材	根太・ 根太掛									
	大間柱・ 小間柱									
	<small>たる</small> 垂木・ <small>たる</small> 垂木掛									
	小計									
木質建材										
合計										
木材総使用量（延べ床面積×0.2m ³ /m ² ）					ア					
大井川流域産材使用割合（（イ/ア）×100）										%

(注) 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

建築業者名 _____

作成者氏名 _____

様式第3号（第6条関係）

工程表

- 1 基礎工事着工日 年 月 日
- 2 上棟予定日 年 月 日
- 3 建築工事完了予定日 年 月 日

工 種	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
基 礎 工 事												
工 事												
工 事												
工 事												
工 事												
工 事												

(注)

- 1 工種の欄には、工事の種類（基礎工事、木工事、屋根工事、外装工事、内装工事等）を記入すること。
- 2 実績報告書の提出の際、上棟時の主要構造部並びに完成時の外観、居室、玄関、台所、浴室及び便所の写真が必要となるため、記録写真を撮影しておくこと。

建築業者名 _____
作成者氏名 _____

代表申請者選任届

年 月 日

島田市長

地域木材利用促進事業費補助金の交付申請について、次のとおり代表者を選任したので届け出ます。

代表申請者の氏名		
住宅の共有者の 住所及び氏名	住 所	氏 名
住宅の所在地	島田市	

実績報告書

年 月 日

島田市長

住 所

報告者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
地域木材利用促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

住 宅 の 所 在 地	島田市	
住 宅 の 共 有 者	住 所	氏 名
住 宅 の 区 分	専用住宅 ・ 併用住宅	
延べ床面積（①）	m ²	
住宅部分の延べ床面積	m ² (併用住宅の場合のみ記載してください。)	
木材総使用量（②）	m ³ (①×0.2m ³ /m ² で算出してください。)	
大井川流域産材使用量 （③）	m ³	
大井川流域産材使用割合 (③/②)×100	%	
申 請 額	円	
建 築 業	所 在 地	
	名 称	

者	特定建築業者登録番号	第 号 (登録年月日： 年 月 日)
建築工事完了年月日		年 月 日
添 付 書 類		<ol style="list-style-type: none"> 1 法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（都市計画区域内に建築した場合に限る。）又は登記事項証明書（都市計画区域外に建築した場合に限る。） 2 木拾い実績表（様式第2号） 3 県産材販売管理票の写し 4 上棟時の写真（主要構造部が分かるものに限る。）及び完成時の写真（外観、居室、玄関、台所、浴室及び便所が分かるものに限る。） 5 地域木材利用促進事業費補助金の実績報告に係る同意書（様式第7号） 6 1から5までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第8号（第13条関係）

地域木材利用促進事業費補助金請求書

円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた
地域木材利用促進事業費補助金として、上記の額の補助金を請求します。

年 月 日

島田市長

住 所

氏 名

印

電話番号